

経営健全化方針

【名古屋食肉市場株式会社】

平成31年2月

名古屋市

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 法人の概要	1
3 事業内容	1
4 経営状況及びこれまでの市の関与	3
(1) 経営状況及び財政的リスクの現状	3
(2) 団体におけるこれまでの経営改善の取り組み	4
(3) 市におけるこれまでの財政支援等	6
(4) 市における監査・評価の実施状況	6
5 抜本的改革を含む経営健全化のための取り組みに関する検討	8
(1) 事業の必要性・採算性の検討及び事業手法の選択	8
(2) 経営改善の考え方	8
(3) 市の関与のあり方の検討	9
6 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応	10
(1) 経営健全化のための具体的対応	10
(2) 財政的リスク解消に向けたスケジュール	11

1 はじめに

名古屋市（以下、「市」という。）では、平成 20 年 6 月 30 日付け総財公第 112 号総務省自治財政局長通知「第三セクター等の改革について」に基づき、経営が悪化しているおそれのある第三セクター等の経営改革を目的に、団体毎に「改革プラン」を策定し、経営健全化に取り組んでいるところである。

このたび、平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」があったことから、名古屋食肉市場株式会社（以下「食肉市場(株)」という。）について、今後の経営健全化に向けた取り組みを、「経営健全化方針」として再度整理するものである。

2 法人の概要

法人名	名古屋食肉市場株式会社
代表者名	代表取締役社長 角 謹平
所在地	名古屋市港区船見町 1 番地の 39
設立年月日	昭和 33 年 8 月 25 日
資本金	4 億 8,000 万円（うち本市出資額 2 億 3,600 万円）

3 事業内容

① 設立経緯

食肉市場(株)は、名古屋市中心卸売市場高畑市場（以下「高畑市場」という。）において牛肉・豚肉（以下「食肉」という。）の集荷及び販売等を行うために、昭和 33 年 8 月に卸売市場法に基づく高畑市場の卸売業者として資本金 2,000 万円で設立された。

その後、平成 13 年には 4 億 8,000 万円に増資され、現在、市はこのうち 2 億 3,600 万円を出資する筆頭株主となっている。

② 事業概要

平成 19 年 2 月に名古屋市中心卸売市場が高畑市場から現在の南部市場へ移転した後も、唯一の卸売業者として生産者等から牛豚の生体や部分肉及び輸入肉を集荷し販売を行うことにより、市民に対し安心・安全な食肉を安定的に供給している。また、セリなど市場取引を行うことにより公正な価格形成に寄与する役割も担っている。

【参考】食肉市場(株)が行っている業務

- 生体の牛豚の集荷及び販売
- 国内外の牛豚の部分肉の買付及び販売
- 牛豚の副産物(内臓)の買付及び販売

4 経営状況及びこれまでの市の関与

(1) 経営状況及び財政的リスクの現状

① 経営状況

食肉市場(株)は、国内外のBSE発生などの影響による食肉の取扱の減少及び平成13年度に食肉市場として市内に2ヶ所存在していた高畑市場と愛知食肉地方卸売市場の一元化を図った際の営業権減価償却処理により経営悪化が加速したが、南部市場移転後は毎年度黒字を出して債務超過の額は順調に減少している。しかし、口蹄疫・放射性セシウム問題・豚流行性下痢（PED）等による全国的な牛豚飼養頭数の減や市場間競争の激化により取扱頭数が大幅に減少した。そのため、出荷奨励金等集荷にかかる経費が増加し、集荷の取り組みにより頭数増・単価上昇に伴う取扱高増から営業収益を確保する一方、単年度の当期損益額としては伸び悩んでいる。

【表 1】経営状況の推移

(単位：百万円)

項 目	(参考) 21年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
取扱高	22,636	20,992	22,350	25,202	28,803	27,627
営業収益	6,903	5,973	6,151	6,277	7,051	6,526
営業費用	6,838	5,964	5,895	6,036	6,891	6,360
営業損益	65	9	256	241	160	166
営業外収益	348	351	337	522	531	540
営業外費用	98	86	349	523	552	530
経常損益	315	273	245	241	139	176
当期損益	320	81	163	212	104	120
純資産額	▲2,723	▲1,836	▲1,673	▲1,460	▲1,356	▲1,236
自己資本比率	▲135.2%	▲76.8%	▲69.7%	▲66.9%	▲48.4%	▲36.0%

注1 平成26年度から、補助収入対象の集荷対策費の計上を、従前の営業費用から営業外費用に改めた。

注2 平成27年9月に道南市場を開場、道南支店を設置。

【表 2】取扱頭数の推移

(単位：頭)

年度		(参考) 21年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
南部市場	牛	15,013	10,692	9,961	9,543	9,728	9,195
	豚	231,073	215,714	200,617	205,802	206,960	211,703
道南市場	牛	—	—	—	3,849	7,189	7,187

<参考：全国飼養頭数>

(単位：千頭)

年度	(参考) 21 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
肉用牛	2,923	2,567	2,489	2,479	2,499	2,514
豚	9,899	9,537	—	9,313	9,346	9,189

《農林水産省・畜産統計 毎年2月1日時点》

② 財政的リスクの現状

上記【表 1】「経営状況の推移」の通り、債務超過の額は年々減少し、平成 29 年度末時点で 12 億 3,606 万円となっている。

また、運転資金借入のための本市損失補償額が 28 億円となっている。

(2) 団体におけるこれまでの経営改善の取り組み

① 経営改善計画

卸売市場法第51条第 2項及び同施行規則第32条の 2において、中央卸売市場の卸売業者には流動比率が 100%以上かつ自己資本比率が10%以上の財務指標が求められている。

食肉市場(株)は平成13年度以降経常損失が続き、債務超過に陥るなど財務が悪化していたことから、平成17年度に平成32年度までの経営改善計画を作成して、毎年、農林水産省及び市にその状況を報告して指導を受けつつ、収益増や経費の削減、業務効率化など、経営の改善に取り組んでいる。

一方で、平成32年度の計画期間終了が迫っているものの、牛豚とも感染症や東日本大震災を受けての風評被害、全国的な飼養頭数の減少などによる取扱頭数の大幅な減少・経常利益の減少により、目標としていた「平成31年度に累積損失の解消」は困難な状況にある。今後、卸売市場法改正により卸売業者における国の関与はなくなることになるが、本市外郭団体及び本市中央卸売市場内の卸売会社として、債務超過の解消及び自立化のため、今後も経営改善を検討していく必要がある。

【表 3】経営改善計画の概要

区 分	内 容
計画期間	○平成17年度から平成32年度
計画要旨	○営業活動の強化などによる利益の確保 ○継続した営業に不可欠なキャッシュフローの確保
計画目標	○平成20年度から単年度営業黒字を計上 ○平成31年度に累積損失の解消 ○平成32年度に自己資本比率10%を回復

② 経営改善の取り組み

ア 出荷懇請等に基づく取扱高の確保、営業収益の確保

牛については、平成22年の口蹄疫発生、平成23年の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムの問題、豚については豚流行性下痢（PED）などを受け、全国的に飼養頭数が減少、取扱頭数についても大幅な減少を余儀なくされている。

一方で、過去に培った営業活動の実績や信頼関係に基づく出荷懇請に加え、新たな出荷者への働きかけを行うなど、取扱頭数の確保及び拡充に取り組んでいる。

取扱高で見ると平成21年度に226億3,600万円を計上していたが、頭数減で平成24年度には196億8,100万円に落ち込んでいる。そこから、頭数の回復及び取扱単価の上昇により、平成29年度では276億2,700万円となっている。その結果、毎年度当期損益を1億円～2億円確保し、収支状況が改善されている。

イ 経費削減等

食肉市場(株)は、希望退職者優遇制度や給与関連規程の改定などによる人件費の削減、管理費等の物件費の削減に取り組むなど、営業費用の削減に努めてきた。

【表 4】経営改善の取り組み

区 分	内 容
取扱高の確保	○新規出荷者増加のため、集荷団体と協力しながら生産者や農協等に対する出荷懇請を行い、取扱高を確保する。
経費削減等	○物件費の費用対効果を検証のうえ、削減を図る。 ○資金需要に応じた借入残高の削減及び金融機関との交渉により、支払利息を縮減。 ○与信管理強化を図り、債権管理を徹底、長期滞留債権の減少。 ○買付品の利益率向上を図る。

(3) 市におけるこれまでの財政支援等

① 補助制度による支援

ア 特別集荷促進事業補助

卸売業者が集荷を促進するために支出する経費の一部を補助することにより、牛豚の集荷機能の強化及び経営基盤の安定化を図り、もって流通の円滑化、食肉の安定供給に寄与することを目的に行っている。

なお、平成29年度より出荷者の輸送経費に対する助成を追加し、取扱頭数の確保を図っている。

イ 食肉安定集荷資金利子補助

卸売業者が受託及び買付による集荷、販売を行うために必要な資金の借入利子の一部を補助することにより、代金決済の円滑化等を図り、もって市民への食肉の安定供給に資することを目的に行っている。

ウ 損失補償

南部市場開場に伴う資金需要の増加等に対し、資金繰りを確保する必要性が生じたため、食肉市場(株)や金融機関からの要請に基づき、市が損失補償契約を行っている。

【表 5】市の財政支援の推移

(単位：千円)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特別集荷促進事業補助	259, 119	275, 200	287, 140	286, 683
食肉安定集荷資金利子補助	33, 255	33, 255	33, 255	33, 255
損失補償債務残高	3, 011, 600	2, 746, 668	2, 761, 668	2, 766, 668

(4) 市における監査・評価の実施状況

① 出資団体監査（平成 26 年度、平成 29 年度）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の監査が行われ、監査の結果、経理事務等において、一部に注意、検討又は改善を要する指摘があり、食肉市場(株)において事務改善を行った。

また、食肉市場(株)への指導監督について、平成 29 年度監査において、下記のように意見をいただいている。

○食肉市場(株)への指導監督について

食肉市場(株)の財務状況を見ると、経営戦略計画等に沿った経営努力に加え、補助金や民間借入金に対する損失補償等の本市による財政支援もあり、平成19年度以降は每期において利益を計上している。期末純資産の推移については、平成18年度の△33.7億円をピークに平成28年度には△13.5億円となり改善傾向が続いている。

しかしながら、食肉市場(株)が掲げる長期計画の目標に対しては遅れが見られており、畜産農家の減少が進むなど食肉流通をめぐる市場動向も厳しい状況であることから、食肉市場(株)においては今後も利益の確保と効率的な経営に努めていく必要があるものと考えられる。

食肉市場(株)の所管局である市民経済局にあっては、引き続き食肉市場(株)の財務状況を注視し、定期的に事業の継続性や将来見通し等の精査を行うなど、効率化・経営健全化に係る指導監督に努められたい。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための取り組みに関する検討

(1) 事業の必要性・採算性の検討及び事業手法の選択

① 事業の必要性

南部市場で唯一の卸売業者である食肉市場(株)は、と畜解体業務を除き、南部市場で行われている食肉の集荷から販売に至る全ての流通を担当する中枢機関である。

また、仕入ルートの開拓や買参人との信頼関係の構築など60年余りにわたって培われた業績があり、市内の食肉の安定的な流通には出荷者との信頼関係を築いている食肉市場(株)が引き続き事業を担っていく必要がある。

② 採算性の検討

南部市場及びと畜場を運営し安定した食肉の供給を行うため、開設者として集荷を支えるために必要な支援を行っており、食肉市場(株)は毎年度の経常黒字を計上している。

現在については、平成13年度以降の市場一元化による営業権の譲り受け及びその後のBSE等による取扱高減少及び減価償却費回収の遅れが響き、債務超過となっている。

今後も経常黒字を維持して債務超過を解消すれば、市支援が減少しても安定した財務状況となることが見込まれるため、採算性は有ると考える。

③ 事業手法の選択

平成17年度策定した経営改善計画に基づく、当初の平成32年度までの累積損失解消・自己資本比率10%回復という計画スケジュールから遅れてはいるものの、毎年経常黒字を計上して順調に財務状況を改善している。

第三セクターである卸売会社として食肉の流通を支えつつ、更なる経営努力を行い経営改善していくことに加え、継続的に市が支援していくことで、早期の債務超過解消を目指していく。

(2) 経営改善の考え方

食肉市場(株)が、引き続き経費削減及び新規事業による収益拡大等に取り組んでいくとともに、継続的な出荷懇請活動等により取扱高の確保に努め、債務超過解消を目指して指導していく。

また、卸売市場法改正を契機として、平成 31 年度から市において市場のあり方を検討していく中で、役割や流通の仕組みを含めて、食肉市場の卸売会社としての経営のあり方を考えていく。

(3) 市の関与のあり方の検討

市は市場開設者であるとともに現状で 49.2%を出資する食肉市場(株)の筆頭株主であり、債務超過解消のためには市支援や経営改善の指導が必要となる。

一方で、今後、卸売市場法改正・見直しにより卸売会社としての規制が緩和され、市場活性化のため自由な事業活動が可能となり、流通の変化に応じた創意工夫を生かした取り組みが求められることになる。その際に、財務状況に捉われず自主自立した素早い動きができるよう、民間会社として財政的に自立しておく必要がある。

そのため、債務超過を回復するまでは、市として支援を継続し、債務超過が解消して財政的な自立が可能となっていく段階で、市の関与を薄めていく方向で検討していく。

6 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

(1) 経営健全化のための具体的な対応

① 集荷経費の削減

- ・出荷奨励金等の引き下げを出荷者と調整し、経費の削減に取り組む。
- ・出荷懇請による集荷を強化する地域について、輸送経費助成など集荷経費の負担が大きい遠方から、集荷経費の負担が少ない近隣へシフトしていくことにより、利益の増加を図る。

② 新規事業の検討

- ・新たに部分肉加工事業に取り組み、買参人のニーズへの対応及び利便性向上、新規買参人の開拓を図る。
- ・卸売市場法改正による規制緩和を受け、収益を拡大するため、国の推奨する輸出事業やITの活用の可能性を含め、新規事業への取り組みを検討する。

③ 人件費の抑制

- ・正規職員数を見直し、嘱託・臨時職員を活用することで人件費の抑制を図る。

④ ブランド牛の活用

- ・出荷者・買参人を交え、ブランド牛の強化に取り組み、取引単価の上昇・市場価値の上昇を図る。

⑤ その他

- ・引き続き、資金需要に応じた借入による支払利息の縮減、販売管理費の節減など経費削減に取り組むとともに、与信管理強化による債権管理につとめ、出荷懇請活動による取扱高の確保に取り組む。

(2) 財政的リスク解消に向けたスケジュール

① 債務超過の解消の目安

- 平成 30 年 6 月に卸売市場法が一部改正、平成 37 年度を目途として同法が見直される予定であるため、平成 37 年度を目標に債務超過を解消し、財務状況の回復を図る。

② 計画

(単位: 百万円)

年 度	30	31	32	33	34	35	36	37
当期利益	120	150	150	160	160	160	160	180
債務超過	▲1,116	▲966	▲816	▲656	▲496	▲336	▲176	4